三労発基0417第５号
令和５年４月17日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会三重支部長　殿

三重労働局長
（公印省略）

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を改正する告示の施行について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を改正する告示（令和５年厚生労働省告示第89号）【別添１】が、令和５年３月27日に告示され、別添２の施行通達を踏まえ、令和８年１月１日（一部：令和５年10月１日）から施行することとなりました。

つきましては、改正の趣旨等をご理解いただきますとともに、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知徹底等につきましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

別添1

○厚生労働省告示第八十九号

石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第二号）の施行に伴い、並びに石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三条第四項及び第四条の二第一項第三号の規定に基づき、石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を改正する告示

（石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部改正）

第一条　石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和二年厚生労働省告示第二百七十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。	1 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる調査対象物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。
一 建築物（建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成三十年厚生労働省 国土交通省 環境省告示第一号。以下「登録規程」という。）第二条第四項に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部（次号において「一戸建て住宅等」という。）を除く。）の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業（以下「解体等の作業」という。） 同条第二項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第三項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者	一 建築物（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成三十年厚生労働省 国土交通省 環境省告示第一号。以下「登録規程」という。）第二条第四項に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部（次号において「一戸建て住宅等」という。）を除く。） 同条第二項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第三項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者
二 一戸建て住宅等の解体等の作業 前号に掲げる者又は登録規程第二条第四項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者	二 一戸建て住宅等 前号に掲げる者又は登録規程第二条第四項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者
三 船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体等の作業 船舶における石綿含有資材の使用実態の調査（以下「船舶石綿含有資材調査」という。）を行う者で、船舶石綿含有資材調査者講習を受講し、次項第三号の修了考査に合格した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者（同項において「船舶石綿含有資材調査者」という。）	三 船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。） 船舶における石綿含有資材の使用実態の調査（以下「船舶石綿含有資材調査」という。）を行う者で、船舶石綿含有資材調査者講習を受講し、次項第三号の修了考査に合格した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者（同項において「船舶石綿含有資材調査者」という。）
四 石綿障害予防規則第三条第四項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣が定める工作物（令和二年厚生労働省告示第二百七十八号。次号において「特定工作物告示」という。）第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる工作物の解体	（新設）

等の作業　登録規程第二条第五項に規定する工作物石綿事前調査者 五　特定工作物告示第六号及び第十二号から第十七号までに掲げる工作物の解体等の作業並びに特定工作物告示に規定するもの以外の工作物の解体等の作業のうち塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業　第一号又は前号に掲げる者 （略） 2　（略）	（新設） 2　（略）

（石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部改正）

第二条　石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和二年厚生労働省告示第二百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第四条の二第一項第三号の石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げる物（土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものに限る。）とする。 一～十六　（略） 十七　観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第四条の二第一項第三号の石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げる物（土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものに限る。）とする。 一～十六　（略） （新設）

第三条　石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
石綿障害予防規則第三条第四項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣が定める工作物	石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物
石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三条第四項ただし書の石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物は、次に掲げる物（土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものに限る。）とする。	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第四条の二第一項第三号の石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げる物（土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものに限る。）とする。
一～十七　（略）	一～十七　（略）

附　則

この告示は、令和八年一月一日から適用する。ただし、第二条の規定は令和五年十月一日から適用する。

別添２

基 発 0328 第１号
令和５年３月28日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（　公　印　省　略　）

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を改正する告示の施行について

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を改正する告示（令和５年厚生労働省告示第 89 号。以下「改正告示」という。）については、令和５年３月 27 日に告示されたところであり、令和８年１月１日（一部令和５年 10 月１日）から施行することとされている。その改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1　趣旨

石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第２号）による改正後の石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）により、工作物の解体又は改修の作業（以下「解体等の作業」という。）を行う際の事前調査において、一部の場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととされたところである。

これを受け、石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和２年厚生労働省告示第 276 号）及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和２年厚生労働省告示第 278 号。以下「特定工作物告示」という。）について、所要の改正を行った。併せて、特定工作物告示について、対象物を追加する改正を行った。

2　改正の概要

（１）石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部改正

工作物の事前調査を適切に実施するために必要な知識を有する者について、以下に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ以下の者とする。

① 特定工作物告示で定める工作物のうち、炉設備、電気設備、配管設備、貯蔵設備等の解体等の作業

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第１号。以下「登録規程」という。）第２条第５項に規定する工作物石綿事前調査者

② 特定工作物告示で定める工作物のうち、煙突等の建築物と一体となっている設備等の解体等の作業又は一部改正後の特定工作物告示に規定するもの以外の工作物の解体等の作業のうち塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業

①に掲げる者又は登録規程第２条第２項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第３項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者若しくはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

（２）特定工作物告示の一部改正

① 特定工作物として、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）を追加する。

②その他所要の改正を行った。

３　細部事項

（１）特定工作物告示関係

「観光用エレベーター」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 138 条第２項第１号「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）」のうち、乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）をいうこと。

４　適用日

（１）２（１）及び２（２）②の適用日は、令和８年１月１日とすること。

（２）２（２）①の適用日は、令和５年 10 月１日とすること。